

「新しい文化政策プロジェクト」勉強会 第3回ショートレポート

日時：9月7日（月）19:00-20:30

方法：オンライン

参加者：プロジェクトメンバー7名、学生3名、ゲスト3名

1) 問題提起：佐野真由子より

- ・このプロジェクトが、新しい文化政策または大きな文化政策と言っている前提には、今日の文化政策が矮小化してしまっているという認識がある。その矮小性が、2017年の文化芸術基本法、2018年の改正文化財保護法にあらわれている。
- ・問いの1つ目は、2017年の文化芸術基本法にある、「各関連分野の施策との有機的な連携」は、「総合的な文化政策」なのか？その逆なのか？ということ。暗黙のうちに、文化政策は他の分野と関連していないと言ってしまうっており、矮小化を表しているのではないか。
- ・2点目は、同法が偏重傾向をもたらしている文化芸術の「社会的・経済的価値」について。特に、ソーシャル・インクルージョンに取り組んでいるか否かが、様々な施策の基準になっていることの功罪について考えたい。
- ・3点目は、文化財保護法の改正で、条例によっては教育委員会から首長部局への移管が可能となったことをどう受け止めるか。これまで国も地方も、教育分野の片隅に文化政策が置かれてきたことで発展しなかった側面もある。首長部局が関心を持つ分野に置きなおされることは推進されるべきと考えられるが、そのことの功罪を考えたい。
- ・4点目として、安倍政権の観光立国の考え方が、文化芸術基本法や改正文化財保護法の保存から活用への流れのベースにある。2016年「明日の日本を支える観光ビジョン」を見ると、観光の位置づけは総合的で、観光という概念がいろんなものを包含できている。この位置に文化を置けないのか。

2) ディスカッション

- ・2012年に「劇場・音楽堂の活性化に関する法律」ができ、その指針には、「観光、社会福祉等の分野の機関との連携・協力」という文言や、劇場は「社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤」というような文言が出てくる。基本法に大きな道筋をつけたのは、公共劇場が予算をカットされる流れの中で、税金を使うことの原因を説明するために、芸術家の声というよりはアートマネジャー側が積極的に取り入れた。予算を獲得するための方便に使われていたのが、真実になってきてしまった。
- ・2011年の第3次基本方針の時点で、文化芸術支援はコストではなく投資であり、社会包摂の機能も有するという考えが明記された。

- ・1990年に芸術文化振興基金が出来た時、芸術家が公的な支援を受けることの是非の議論の中で、「一般市民が芸術を享受する権利のためにある」という考え方が提示された。「市民のため」ということにより、アーティストはロビー活動がしやすくなった。
- ・アートマネジメント業界の生業を成立させたいという野心とこのプロセスが一体となっていた側面もある。舞台芸術に制作は必要であり、アートマネジャーという名前で社会的に位置づけられることは良いことだったが、求められることの多くは、助成金を取る方法、行政との付き合い方などのテクニック。本質がずれてきた。
- ・文化を説明することを諦め、分かりやすさに流れているように感じる。助成金のスキームもそうになっている。
- ・90年代箱もの行政批判が激化し、2000年代に入り保守系の首長が劇場オープンをめぐり落選する事態があった。市民が無駄だと言い出したことへの対応として、事業のひとつの項目に、観光活性化事業をたてるということがあった。
- ・1990年バブル景気のはじけ、20年にわたりデフレが続く中で、観光立国は錬金術として出てきた。箱もの批判をかわしつつ公共事業ができる分野が観光。これは日本だけではなく世界で起きているのではないか。
- ・2008年北京オリンピックのインパクトもあった。中国が近代国家になりお金を持ち大量の観光客が来るようになったことは日本にとって大きなインパクトとなった。
- ・文化芸術基本法の関連分野との連携については、文化は他分野に従属しないといけないというふうに読める。
- ・2000年代は芸術祭の成功事例が出てきて、観光と芸術文化をくっつけて何かを生み出すことが出来るという認識が広まった。
- ・アーティストとアートマネジャーの利害はどれぐらい一致するのか、ずれているのか。
- ・プロデューサーは二枚舌を使い、アーティストの味方についてお金をとってくる人もいる。
- ・ヨーロッパはアーティストが物を言い、政治に参加している。新国立劇場ができる段階の頃から日本ではアーティストがものを言わなくなった。炭鉱のカナリアとしての社会的役割を担えていないのではないか。
- ・クラウドファンディングは直接享受者に訴えることで成り立っている。直接享受する側がアートを必要としており、アーティストの力は失われていないはず。

3) 次回について

10月1日(木) 19:00-20:30 開催予定

発話者：山田奨治

(文責：朝倉由希)